

湿地システムとしての水田の生物多様性の向上

日本及び大韓民国より提出

1. 米は少なくとも 114 ヶ国で生産され、世界の人口の半数以上の主食として世界のカロリー供給の約 20%を占めていることを認識し、
2. 最近の世界的な食料供給とコストへの懸念及び食料増産の必要性を意識し、【COP10 決議案 23】「湿地と人間の健康」が、人間の健康、食料安全保障、貧困削減及び持続可能な湿地管理の相互依存性を強調し、締約国に対し「湿地保全、水、保健、食料安全保障、貧困削減の各担当部局の協力を強化し新たな連携を模索する」よう要請していることを同じく意識し、
3. 世界のかなりの割合の米作において典型的な農地である水田（灌漑され冠水した、米が栽培されている土地）が、米作を行っている様々な文化圏において何世紀にもわたり広大な開放水面を提供し、米の生産のほか、他の動植物性の食料や薬草を生産し、湿地システムとして機能しその地域の生活及び人間の健康を支えていることを認識し、
4. 世界の多くの場所で水田が、爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、昆虫類、軟体動物等、重要な湿地生態系を支え、水鳥のフライウェイ及び水鳥の個体群の保全上重要な役割を果たすことを同じく認識し、
5. 水田に関わる水生生物の多様性が農村の人々の栄養、健康及び幸福に重要な貢献をしようことをさらに認識し、
6. いくつかの特定の地域では、灌漑された水田が生物多様性のために周辺の自然/半自然の生息地、特に湿地につながっていることが重要であることも認識し、
7. 「水田」はラムサール条約湿地分類法に人工湿地として含まれるため（「3 灌漑地。灌漑用水路、水田を含む」）、適切な場合には、ラムサール条約湿地に指定又は含めることができること、また、少なくとも世界中で 100 か所のラムサール条約湿地が、重要な生態的役割を持ち、国際的に重要な留鳥や渡り性水鳥の繁殖・非繁殖個体群を含めた生物多様性を支える水田を含んでいることを想起し、
8. ラムサール条約湿地のうち、幾つかの湿地は、先来の手法、文化的価値及び生物多様性上の価値にとって重要な土地を活動的に保全するプログラムである、国連食糧農業機関（FAO）の「地球的重要農業遺産システム（GIAHS）プログラム」に含められ、または含められる可能性があることに留意し、そのような条約湿地は、水田のような湿地システムの賢明な利用の例もなることを認識し、

9. 不適切な水管理、自然な水の流れの変化、侵略的外来生物を含む新たな動植物種の導入及び有害な農業化学物質の多用に関連する不適切な農法、並びに水田を他の土地利用に変えること等の要因により、水田の持続可能な湿地システムとしての役割に対して、現に存在する、または起こりうる危機、そして周辺的环境に対して、現に存在する、または起こりうる影響を懸念し、
10. 使用していない時期の水田を湛水することにより、渡り性水鳥等の動物に生息地を提供し、雑草や害虫の管理を行うための取組が行われていることに留意し、
11. 湿地から水田への不適切な転換が地域の生物多様性とそれに関連する生態系サービスに負の影響を及ぼす可能性を懸念し、本決議が、既存の天然の湿地を人工湿地に造成すること、又は土地を不適切に人工湿地に造成することを正当化するものではないことを確認し、
12. 本決議の焦点は、本条約、国際的に合意された開発目標及び他の関連する国際的な義務と一致しかつ調和する形で行われる、湿地システムとしての適当な水田の生態学的及び文化的な役割と価値の維持及び増進に特にあてられたものであることを確認し、
13. 決議VIII.34（2002年）がとりわけ、農法が湿地保全の目的と両立することの重要性及び持続可能な農業が幾つかの重要な湿地生態系を支えていることを強調したことを想起し、決議VIII.34への対応として、科学技術検討委員会（STRP）とGAWI（Guidance on Agriculture-Wetlands Interactions）がFAO、ワーヘニンゲン大学・研究センター、国際水管理研究所（IWMI）、ウェットランドアクション、国際湿地保全連合とのイニシアティブにより、湿地と農業の相互作用に関する指針のための枠組準備を含む作業が行われていることを意識し、
14. 水田稲作に関する情報や成果物は、農業生物多様性指標を含む経済協力開発機構（OECD）の農業と生物多様性に関する作業と出版物を通じ入手可能であること、湿地、水、米作に関する情報は「農業における水管理の包括的アセスメント（CA）」から入手可能であること、国際水管理研究所（IWMI）がSTRPのために用意しているラムサール湿地タイプごとの分布と代表されている度合いに関する分析には、特に人工湿地として水田が含まれていることに留意し、

締約国会議は、

15. 締約国に対して、湿地保全の目的を助長し、地下水かん養、気候緩和、洪水・侵食防止、地すべり防止及び生態系保全等の生態系サービスを提供するような、持続可能な水田農法を特定するため、水田の動植物相、及び米作を行う地域社会において発展し、水田の生態学的価値を保ってきた文化に関する更なる調査を促進させることを奨励する。

16. 締約国に対し、ラムサール条約湿地への登録や、FAOの「地球的重要農業遺産システム（GIAHS）プログラム」のような機構を通じ、このようなサイトに対する認識及び／又は保護を提供することを検討するよう呼びかけ、更に、締約国に対し、持続可能な米作農法と水管理の向上を支援するため、これらの農法とサイトの情報を、政府間、農業者、保全機関に広め、情報交換をすることを呼びかける。
17. 締約国に対し、
 - i. 湿地システムとしての水田を、湿地の賢明な利用の文脈に照らして管理することに対する課題と機会を特定し、持続可能な農法の促進のみならず、水田、天然湿地及び河川流域の結合性についての概念にも留意し、さらに、湿地保全部局が農業部局、米作や疾病予防を管轄する省庁とも連携し、自然の生物多様性、生態系サービス及び水田の持続可能性を高め、農家及び他の集落構成員の栄養状態、健康及び福利の改善、並びに水鳥個体群の保全にも貢献するような、計画、農法及び水管理を特定し、積極的に推進することを奨励すること
 - ii. 食料生産の必要性及び地域社会の利益を意識しつつ、上記の計画、農法及び水管理が、河川流域のプロセスと水田が上下流に及ぼす可能性のある影響が考慮されることを確実にするため COP10 決議で採択される湿地と河川流域管理の指針を適切に参照し、適用可能な箇所において実施されることを確保すること
 - iii. 天然湿地又は他の生息地を人工湿地に不適切な形で転換することにより、水田に関連した計画、農法及び水管理が現在ある自然の生物多様性やエコシステムの損失につながらないように確保すること
 - iv. 上記の措置に調和しつつ、水により伝染する疾病、疾病の媒介生物（高病原性鳥インフルエンザを含む）、及び水田における過剰な不適切な農業用化学物質の使用に関連した人の健康へのリスクを最小化する、適切かつ環境保全的で持続的な方法を模索することを奨励する。
18. 科学技術検討委員会（STRP）に対し、他の関心を有する機関とともに、
 - i. 水田が様々な方法で管理されていること及び GAWI パートナーシップの作業を考慮に入れつつ、水田が湿地生態系の保全及び湿地生態系サービスの提供に果たす役割についてテクニカルレポートを準備すること
 - ii. 湿地の生物多様性と生態系サービスを保全又は向上させ、同時に必要不可欠な食料生産の需要を満たすような、水田の計画、管理方法及び持続可能な稲作に関する訓練に関する入手可能な指針と情報を、特に FAO、国際水管理研究所（IWMI）、国際稲研究所（IRRI）、アフリカ稲センター（WARDA）、GAWI パートナーシップその他と連携して、点検し、広め及び交換することを奨励する。